

公害防止に関する協定書

平成17年10月1日締結

釧路市（以下「甲」という。）と釧路コールマイン株式会社（以下「乙」という。）は、良好なる環境の確保を目的とし、乙の釧路炭鉱について公害防止に関する協定を締結する。

（基本原則）

- 第1条 甲及び乙は、人間尊重、生活優先、自然環境保全の精神を基本として、相互にこの協定を誠実に履行するものとする。
- 2 甲は、市民の総意を代表していることを自覚し、市民参加の原則に立ってその意志を尊重して公害の防止を図り、地域の環境保全と市民の福祉の増進に努めるものとする。
- 3 乙は、鉱山保安法をはじめ公害関係諸法令を遵守し、甲が行う公害行政に協力するとともに、乙の事業活動によって公害が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

（公害防止対策）

第2条 乙は、公害を防止するため、次に定める排出数値等を厳守するものとする。

（1）水質等

乙は、選炭排水による水質汚濁の防止について、選炭排水設備の改善などにより、排出口における水質等は、次の基準に適合するものとする。

ア 水素イオン濃度（pH）は、5.8以上8.6以下とする。

イ 生物化学的酸素要求量（BOD）は、最大160mg/L以下、日間平均120mg/L以下とする。

ウ 浮遊物質（SS）は、最大200mg/L以下、日間平均150mg/L以下とする。

エ 乙の排出する水量は、月間平均一日当たり7,500m³以下とする。

（公共用水域の保全）

第3条 甲が公共用水域の保全のため、当該水域のしゅんせつ事業を行う場合において、乙の排出にかかわるたい積物の除去については、乙がその費用を負担するものとする。

(環境保全)

第4条 乙は、事業用敷地内の環境整備を推進し、その美化に努めるものとする。

(立入調査等)

第5条 甲の公害担当職員は、公害防止上必要のある場合、随時乙の事業敷地内に立ち入り、調査できるものとし、測定値等については、公表できるものとする。

(協定細目の制定)

第6条 甲及び乙は、この公害防止協定に必要な具体的な事項を補完するため、協定細目を別に定め、これを遵守するものとする。

(選炭排水等の測定)

第7条 乙は、前条に定めるところにより、選炭排水等の測定を行い、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の測定にあたって、必要に応じ甲が申し入れる甲の公害担当職員の立会いを認めるものとする。

(公表)

第8条 甲は、前条に基づく報告の内容について公表できるものとする。

2 乙は、事業施設にかかる公害防止上の計画及び実績などについて努めて公表するものとする。

(事故時の措置)

第9条 乙は、事業施設について故障、破損その他の事故が発生し、選炭排水等が協定値を超えて排出したときは、直ちにその事故にかかわる施設の一時停止等必要な措置を講じ、すみやかに復旧するとともに、甲に対しその状況を通報するものとする。

(あっせん、仲介)

第10条 甲は、乙の事業活動に伴う公害問題の苦情ないし紛争が生じた場合、当事者の求めに応じ、そのあっせん又は仲介に努めるものとする。

(設備の改善)

第11条 乙は、公害防止技術の開発に努めるとともに、公害防止技術を導入し、関係設備等の改善に努めるものとする。

(公害防止技術開発の成果報告等)

第12条 乙は、技術開発の成果を随時、甲に報告するものとする。

(事前協議)

第13条 乙は、公害発生のおそれのある選炭排水設備を設置又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、かつ、公害防止に関する甲の意見を尊重するものとする。

(関連企業に対する責務)

第14条 乙は、下請けその他の関連企業に対し、事業施設内において、公害につながる事故を発生させないよう積極的に指導、監督を行うとともに、万一公害を発生させたときは、乙が窓口となり、責任をもって防止対策その他の問題の解決にあたるものとする。

(協定の改定等)

第15条 甲及び乙は、この協定内容について、毎年一回検討を加え改定を必要とする場合は、見直しするものとする。

2 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定書に定める事項について、疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

公害防止に関する協定細目書

平成17年10月11日締結

釧路市（以下「甲」という。）と釧路コールマイン株式会社（以下「乙」という。）は、平成17年10月11日締結した乙の釧路炭鉱の公害防止に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり公害防止に関する協定細目を締結する。

（選炭排水等の測定等）

第1条 協定第7条の規定による選炭排水等の測定及び報告は、次表のとおりとする。

測定項目	測定回数	測定箇所	報告
水素イオン濃度	毎日	総合排出口	毎月
生物化学的酸素要求量	月1回	同上	同上
浮遊物質	毎週3日以上	同上	同上
総排水量	毎日	同上	同上

（注）測定回数については、排水があった日数の範囲内とする。

2 乙が行う選炭排水等の測定は、関係法令に定める方法によるものとし、特に定めのないものについては、一般的に用いられている方法による。

3 第1項の規定による乙の報告については、甲が定める報告様式によって行うものとする。なお、測定ができなかった場合は、その事由を併せて報告するものとする。

（苦情被害の窓口等）

第2条 乙の事業活動に起因する苦情等に対する付近住民との折衝窓口は、次のとおりとする。

甲 環境部環境政策課

責任者 環境政策課長

乙 事務グループ総務人事担当課

責任者 総務人事担当課長

(本操業の開始等)

第3条 乙は、協定第13条の規定による協議をした設備が試験操業に入る場合は、事前に甲にその期間を通知するものとする。

2 甲は、前項の期間に釧路炭鉱内に立ち入り、協定数値等の遵守について確認するものとする。

この場合、甲の指定する第三者の同伴を、乙は認めるものとする。

3 乙は、前項の規定による確認のあとでなければ、本操業を開始しないものとする。

(費用負担等)

第4条 協定第3条に規定する当該しゅんせつ事業に係わる費用負担については、別途甲、乙協議して定めるものとする。

(細目の改定等)

第5条 この細目書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの細目書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。